

令和4年12月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年12月総会議事録

1 日 時 令和4年12月8日(木) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 空き家に付随した農地の指定について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権28件・農地中間管理事業に係る利用権33件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (5件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(1件・農地中間管理事業に係る合意解約2件)
- 3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (2件)
- 4 土地造成届出受理報告 (4件)
- 5 農業用施設設置届出受理報告 (1件)

・次回総会 1月16日(月) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 1月 6日(金) 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

長門地区 12月22日(木) 午前10時から 市役所4階会議室

三隅地区 12月22日(月) 午後 2時から 三隅支所

油谷地区 12月23日(火) 午前10時から ラポールゆや

日置地区 12月23日(火) 午後 2時から 日置農村環境改善センター

4 出席委員(16人:議席順)

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 10番 大汐 光晴 | 12番 林 弘幸 |
| 13番 岡本 勇二 | 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 |
| 16番 末永 恵子 | 17番 山近 洋祐 | |
| 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員（3人）

8 番 名和田 栄治

9 番 大田 裕美

11 番 岡島 史真

6 農業委員会事務局職員

事務局長補佐 坂倉 幸三

書 記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和4年12月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が4件、報告事項が5件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、11月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和4年12月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は16名、欠席委員は3名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

5番、深水一男委員、6番、河野八千代委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、番号1について、審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年12月8日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅中字●●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は313㎡。

譲受人は、山陽小野田市大字●●●、▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自己所有住宅の隣接地であるが、竹、草が伸び放題のためきれいに管理し、野菜を作りたい。譲渡人は、会社勤

めのため畑を作ることが困難で後継者もないことから、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。JR 山陰本線長門三隅駅から北北西へ約 1.7 km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、譲受人の宇部市における耕作証明書が提出されており、本市の 3,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番大野でございますので、補足説明をさせていただきます。

11 月 30 日、事務局 2 名と、三隅の松田推進委員とで、現地確認をいたしました。

事務局が説明したとおりでございまして、家の周囲は山でございまして、譲受人の庭の一部と言ってもいいぐらいの場所でございます。

今まで、小さい竹などが生えていて、多少、荒れていたようでございますが、ご本人が、今後は家庭菜園として管理をされていかれるものと思いますので、特に問題はないと思います。

以上です。

皆様のご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可をすることに決定をいたしました。
続いて議案第2号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を
求める。

令和4年12月8日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字東深川字●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況
ともに田、面積は1,614㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、社会福祉法人●●●●●、理事長、
●●●●さん。

譲渡人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、事業用駐車場です。

理由としまして、譲受人は、以前より事業用駐車場が不足していたところ、譲渡人の了解を得て、売買により当該農地を取得して、駐車場を開設して利用したい。譲渡人は、人手不足で当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況であるため、譲受人の希望どおり駐車場として売り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。長門市役所本庁から東へ約460mに位置する農地です。

また、5ページには公図を、6ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第1種住居地域に用途指定されております。農地法施行規則第44条第3号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。
なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

だきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び側溝を介して農業用排水路に放流し、汚水は発生しないため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

17 番

当地区担当の、17 番、山近です。

11 月 30 日に、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局、そして私の計 5 名で、現地調査をいたしました。

場所は、長門の●●●●●●●●●●、●●●●●●の裏の、住宅で囲まれた田の一角でございます。

今、事務局から説明がありましたように、第 3 種農地で、申請に何ら問題はないと思っております。

以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

事務局長
補佐

議長

7 番

現地は、下関長門線、●●●の先にあります。

●●さん宅は、ご主人がお亡くなりになり、奥さんは老人ホームに入っておられます。現在は、家は空き家ではありますが、その後、入居者の予定があります。

「議案位置図等添付資料」の 7 ページに示されております、家の上の農地は畑で、花芝が植えておられました。

8 ページの田は、耕作をされております。

9 ページの農地は、長門湯本駅の路線の線路の先にあります。原野化されております。空き家に付随した農地の審議ではありますが、空き家も入居者の予定があり、農地も、別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数でございます。

よって、本件に関する農地は、空き家に付随農地に指定することに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 1 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、2件2筆の4,858㎡。長門地区が、1件3筆の4,605㎡。日置地区が、6件13筆の18,084㎡。油谷地区が、10件16筆の36,014㎡です。

合計で、19件34筆の63,561㎡となります。

使用貸借については、三隅地区が、1件2筆の2,109㎡。長門地区が、2件6筆の5,569㎡。日置地区が、3件9筆の6,525㎡。油谷地区が、3件9筆の、9,095㎡です。

合計で、9件26筆の23,298㎡となります。

合計しますと、三隅地区が、3件4筆の6,967㎡。長門地区が、3件9筆の10,174㎡。日置地区が、9件22筆の24,609㎡。油谷地区が、13件25筆の45,109㎡。

総計で、28件60筆の86,859㎡となります。詳細につきましては、5ページ以降をご覧ください。

次に、9ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、6件9筆の13,513㎡。日置地区が、7件20筆の36,022㎡。油谷地区が、11件30筆の61,752㎡。

合計で、24件59筆の111,287㎡となります。

使用貸借ですが、三隅地区が、11件13筆の17,619㎡となります。

、合計しますと、三隅地区が、11件13筆の17,619㎡。長門地区が、6件9筆の13,513㎡。日置地区が、7件20筆の36,022㎡。油谷地区が、11件30筆の61,752㎡。

総計で、35件72筆の128,906㎡となります。詳細につきましては、10ページから14ページをご覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

今月は、更新の時期ですので、案件が多いと思われます。

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体についての質問、ご意見がありましたら、合わせてご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

では、説明に入ります。16 ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明です。
番号1。
土地の所在、大字三隅上字●●●、地番▲▲▲番、登記地目は田、面積
は968 m²。
申請者は、宇部市●●●▲丁目▲▲番▲▲-▲号、行政書士、●●●●さ
ん。
現地は山林化しており、農地としての活用は不可能な状態となっている
ことから、令和4年11月30日付けにて、大野会長、藤川委員、西村推進
委員、事務局とで現地を確認し、山林として証明をしております。
ほか4件の証明をしております。
以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

では、説明いたします。17 ページをご覧ください。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、通
常の利用権設定に係る合意解約です。
番号1。
通知者ですが、賃貸人は、向津具下▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。
賃借人は、向津具下▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

議 長	続きまして、報告事項 4 の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	では、説明いたします。20 ページをご覧ください。 報告事項 4、土地造成届出受理報告です。 番号 1。 内容としましては、報告事項 3、番号 1 で報告いたしました、公共工事のための一時転用後、原状復旧する際に町直しを行い、営農の作業効率の向上を図るというものです。 令和 4 年 11 月 30 日に受理しております。 以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より報告事項 4 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 5 の説明をお願いします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。21 ページをご覧ください。 報告事項 5、農業用施設設置届出受理報告です。 番号 1。 内容としましては、農地への進入路を設置するものです。 令和 4 年 11 月 30 日に受理しております。 以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より報告事項 5 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、その他の報告事項について、説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	22 ページから 25 ページをご覧ください。 ●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになってい

ます。

番号 1。

土地の所在、大字俵山字●●、地番▲▲▲▲番▲、登記地目は田、台帳面積 28 m²のうち、携帯基地局の設置として永年転用 1.00 m²となります。

令和 4 年 11 月 30 日付で異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、事務連絡等がありましたら、お願いをいたします。

事務局長
補佐

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、1 月 16 日、月曜日、9 時 30 分から、市役所 4 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、1 月 6 日、金曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、12 月 22 日、木曜日には、長門、三隅地区で、12 月 23 日、金曜日には、日置、油谷地区で、第 5 回農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、冒頭の会長のご挨拶にもございましたが、全国農業会議から、全国農業新聞の勧誘についてということで、お願いをいただきました。

まず、農業委員さん、推進委員さんは、ぜひ、ご購入をお願いいたします、ということでございました。本日、ご購入をいただけていない委員さんには、返信用封筒をお付けしておりますので、ご記入いただいて、封筒に入れて、投函していただければと思います。

その他の委員さんにつきましては、お一人の勧誘を、ご面倒だと思いますが、よろしくお願いいたします、ということでございました。

その他、事務連絡につきましては以上となります。

議 長

ここに書いてありますけれども、長門市が 40 部で、達成率が 52.5%ということで、県内ではトップでございます。洪水になりますかね、中村さんという方が、8 部ほど斡旋していただきました。あとは、三隅の宮本さんが 3 部、それから、油谷の元永さんが 1 部ということで、大々的に長門市だけが大きく部数は上げております。ありがとうございます。

引続いて、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 21 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年12月8日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 深 水 一 男

議事録署名委員 河 野 八 千 代